

公益社団法人部落問題研究所 公的研究費による研究用物品の購入に関する業務規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人部落問題研究所（以下「本研究所」という。）における公的研究費による研究用物品の購入に関して、適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「公的研究費」とは、本研究所が管理する研究資金をいう。

(責任及び権限)

第3条 本研究所における公的研究費による研究用物品の購入を適正に運営・管理するために、統括責任者及び財政責任者を置く。

(1) 統括責任者は、公的研究費による研究用物品の購入を適正に運営・管理する実質的な責任と権限を持つものとし、常務理事をもって充てる。

(2) 財政責任者は、公的研究費による研究用物品の購入を適正に運営・管理する実務的な責任と権限を持つものとし、財政担当職員をもって充てる。

(発注と検収、支払い)

第4条 研究者が研究用物品を購入する場合、物品の明細を示して財政責任者に購入依頼をおこなう。

2. 財政責任者は、業者に対して見積依頼をおこない、業者による見積書の内容について研究者の了解を得た上で発注する。

3. 財政責任者は、統括責任者の監督の下、納品された物品の検収をおこなう。

4. 検収にあたっては、契約書等の発注データと納入された現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認する。

5. 財政責任者は、検収の済んだ物品を研究者に引き渡すとともに、業者による請求書にもとづいて業者に支払いをおこなう。

6. なお、海外での図書の購入など、財政責任者による発注、統括責任者による検収の手続きが困難な場合などにおいては、第1項から第4項の手続きを省略し、研究者による直接の購入を認める。

7. また、研究の円滑かつ効率的な遂行の観点から、10万円未満の範囲内で研究者による直接の購入を認める。その場合、研究者には、購入先選択の公平性と購入金額の適切性についての説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属する。

(事後検査)

第5条 第4条第6項及び7項の場合、領収書などにもとづく事後検査により、統括責任者の了承を得るものとする。

付則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

この規程は、2015年3月12日から施行する。

この規定は、2022年3月1日から施行する。